

名勝おくのほそ道の風景地
「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」
保存活用計画
(案)

平成 28 年 3 月
多賀城市教育委員会

例 言

- 1 本書は、名勝おくのほそ道の風景地の「壺碑（つぼの石ぶみ）・「興井」・「末の松山」の保存活用に関する事項を定めた計画書である。
- 2 本保存活用計画の策定は、平成27年度の1ヵ年をかけ、国の補助を受けて実施した。
- 3 本書は、名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」保存活用計画策定委員会議での指導助言及び文化庁・宮城県教育庁文化財保護課との協議を経て、多賀城市教育委員会が策定した。
- 4 本書は、第1章「計画策定の目的と意義」、第2章「名勝指定の経緯」、第3章「文学史的・歴史的背景」、第4章「本質的価値と構成要素」、第5章「現状と課題」、第6章「基本方針」、第7章「保存のための方策」、第8章「活用のための方策」、第9章「運営のための方策」、附章1「計画策定の体制と経過」、附章2「名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針（案）」、附章3「関連法令等資料」で構成される。
- 5 計画策定に係る事務は、多賀城市教育委員会事務局文化財課が担当した。
- 6 本計画は平成28年4月1日から運用する。

目 次

第1章 計画策定の目的と意義

- (1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 関連計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 名勝指定の経緯

- (1) 名勝指定以前の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 名勝指定に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 文学史的・歴史的背景

- (1) 多賀城市の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 文学史的背景－歌枕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (3) 『おくのほそ道』と近世以降の歌枕保護顕彰活動・・・・ 19

第4章 本質的価値と構成要素

- (1) 本質的価値と構成要素の概観・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (2) 壺碑（つぼの石ぶみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (3) 興井・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (4) 末の松山・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第5章 現状と課題

- (1) 壺碑（つぼの石ぶみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- (2) 興井・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- (3) 末の松山・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

第6章 基本方針

- (1) 保存に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- (2) 活用に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- (3) 運営に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第7章 保存のための方策

- (1) 保存のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (2) 構成要素ごとの方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- (3) 現状変更等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- (4) 維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- (5) 保存のための整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

第8章 活用のための方策

- (1) 活用のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- (2) 構成要素ごとの方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
- (3) 調査・研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
- (4) 広報・公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
- (5) 活用のための整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

第9章 運営のための方策

- (1) 共通する方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
- (2) 壺碑（つぼの石ぶみ）の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
- (3) 興井・末の松山の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

附章1 計画策定の体制と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

附章2 名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針（案）・・ 100

附章3 関係法令等資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102

第1章 計画策定の目的と意義

(1) 目的

元禄2年（1689年）、松尾芭蕉は、関東・東北から北陸にかけて歌枕にまつわる名所旧跡を巡り、紀行文『おくのほそ道』を著した。芭蕉と曾良が記した場所の多くは、後世の人々によって守り継がれ、今日に至るまで往時を偲ぶことができる風景が保たれてきた。また『おくのほそ道』は、現代では日本文学における優良な紀行文として高い評価を得るとともに、海外に紹介されるなど、国内外から注目されている。

名勝おくのほそ道の風景地は、『おくのほそ道』に登場し、今も良好な景観を残す各地の歌枕の地や名所旧跡で構成されている。これらの指定地は、変わらずに残されてきたものと移ろいゆくものとを同時にとらえようとした芭蕉の「不易流行」の精神にもとづき、一体として鑑賞上の価値が高いとの評価から指定されたものである。多賀城市内でも、平成26年10月6日に「壺碑(つぼの石ぶみ)」、「興井」、「末の松山」の3箇所が指定された。

本計画は、松尾芭蕉が『おくのほそ道』に感動を記し、古くから保護顕彰されてきた由緒ある歌枕の風景を適切に保存し、良好な状態で未来へと継承するとともに、その文学的・歴史的・文化的魅力を地域資源として広く活用することができるよう運営するための基本方針を示すことを目的とする。

(2) 関連計画

本計画は、多賀城市内の3箇所の指定地の現状と課題に即しながら、指定地の保存と活用を目的とした運営の基本方針等を示すものであり、文化庁が示した「名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針」（附章2参照）も考慮して策定したものである。また、本市のまちづくりの上位計画である『第五次多賀城市総合計画』に即するとともに、『多賀城市歴史的風致維持向上計画』、『多賀城市景観計画』、『特別史跡多賀城跡第3次保存管理計画』や、宮城県教育委員会が策定している『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』の内容と整合を図りながら、計画を策定したものである。

各関連計画の概要は以下の通りである。

①第五次多賀城市総合計画

平成23年度よりスタートした第五次多賀城市総合計画では、「未来を育むまち 史都多賀城 ～支えあい・学びあい・育ちあい～ ～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～」を将来都市像として掲げ、少子高齢化や人口減少など、社会環境が大きく変化していく中

にあっても、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、地域で互いに支えあい、学びあい、力を合わせて成長し、市民が主役となって未来に向かってまちづくりを進めていくまちとなることを目指し、7つの政策とそれに連なる32の施策を設定している。

このうち、政策目標「安全で快適に暮らせるまち」では、歴史的風致の維持及び向上を課題と施策に掲げ、歴史的風致の維持向上に繋がる都市の整備を実施することによって、快適なまちなみが形成されるとしている。

また、政策目標「歴史・文化を継承し、豊かな心を育むまち」では、本市の大きな財産である文化財が適切に継承され、市民が本市の歴史と文化に誇りをもてるよう努めることとしている。さらに、政策目標「集い・つながり活気あふれるまち」では、市内外への情報発信や市民主体のイベントの活性化により観光を振興することで、活気あふれるまちを目指すこととしている。

②多賀城市歴史的風致維持向上計画

平成20年11月4日、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」（平成20年法律第40号。以下「法律」という。）が施行された。法律の中では、「地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し（法律第1条）、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、維持及び向上を図ることとしている。

本法律の施行を契機に、文化財保護行政とまちづくり行政が緊密に連携し、文化財の保存と活用、都市政策や景観政策による各種の措置を講じることによって、まちづくりへの効果が期待されることから、本市では、本法律に基づき都市計画課と文化財課が中心となって、平成23年11月に多賀城市歴史的風致維持向上計画を策定した。

この計画で維持向上すべきと定めた歴史的風致のうち、「古代多賀城に見る歴史的風致」では、多賀城跡や歌枕の保護顕彰活動も取り上げている。維持向上の方針として、教育機関や産業部門と連携し、各種の歴史講座や生涯学習講座を官民協働で開催することや、保護顕彰の対象となってきた歴史的な建造物を繋ぐ「歴史の道」ネットワークを構築するなど保護顕彰の普及啓発を推進することとしている。

上記の方針を実現する施策として、壺碑（つぼの石ぶみ）の指定地も対象となる「多賀城南門復元事業」、「南北大路整備事業」、「政庁－南門間道路整備事業」及び「特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備事業」や、興井と末の松山周辺の整備を行う「歌枕環境整備事業」や、本指定地を含む市内の歴史的風致の案内板等を設置する「案内板・情報施設整備事業」などが計画されている。

③多賀城市景観計画

本市は、平成23年4月に景観法に基づいた景観行政団体に移行し、平成27年4月に多賀城市景観計画を策定した。

この計画では、「国府の歴史、歌人の文化、偉人の足跡を継承し、ふるさとを育む史都多賀城」を本市の景観形成の基本理念として、歴史的・自然的・都市的景観づくりを目指すとしている。そのうち、歴史的景観に関しては、様々な歴史資源と調和した品格ある景観

を守り、悠久の歴史とともに次の世代へと受け継いでいくことを目標として、歌枕の歴史的風致と周辺のまちなみが一体となった景観の維持、形成を基本方針としている。

壺碑（つぼの石ぶみ）が所在する市川地域と、興井・末の松山が所在する八幡地域は、景観重点地域に設定されている。このうち八幡地域は、「江戸時代のまち割りと、本市を代表する歌枕の地を維持・向上させる景観まちづくり」をデザインコンセプトとして、歌枕の保全と、歴史的風致と調和した周辺地域の景観形成を目指すこととしている。

具体的な方策として、興井と末の松山における水質改善や水路の整備（興井）、周辺道路の美装化の整備に併せて沿道の住宅外構部の修景に関する補助制度の創設を挙げている。

④特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画

昭和50年度に最初の保存管理計画を策定して以来2度の改訂を経て、平成23年7月に第3次保存管理計画を策定し、現在運用しているところである。この計画では、多賀城に直接関連する「遺跡構成要素」の保存を大前提としつつ、多賀城廃絶後の主に近世以降に形成された「生活文化構成要素」についても景観面での維持向上等を推進することで共存を図るとしている。

壺碑（つぼの石ぶみ）は、政庁－南門間にかけての特に重要な遺構が存在し、積極的な活用を推進する「S重点遺構保存活用地区」に位置している。現状変更等の許可に関する取扱い基準や、南門を中心とした古代遺構の復元的整備を実施することが明記されている。

⑤特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画

特別史跡多賀城跡附寺跡を東北地方の古代史上の貴重な歴史遺産として、また県民の憩いの場として整備活用するための基本方針と全体構想を示すことを目的として、宮城県教育委員会が特別史跡の管理団体である多賀城市とともに検討を加え、平成28年3月に整備基本計画が策定された。

この計画では、「壺碑」を古代の歴史的事象が江戸時代を経て今日まで目に見える形で継承されていることを象徴している生活文化構成要素と位置付けている。指定地が位置する南門地区の整備方針として、古代遺構の復元や地形の修景などのほか、名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）」の景観保全・修景として、樹木・巨石・石垣等の現状維持や修景と、多賀城碑周辺において古代遺構を復元する際には盛土を最小限に抑えて一帯の景観保全を図るとしている。

(3) 意義

①本計画の位置づけ

- ・保存

これまでの計画において、興井と末の松山の保存に関する具体的な方針については、明示されたことはなかった。また、壺碑（つぼの石ぶみ）においては、古代多賀城の観点か

らは保存管理計画を運用してきたが、『おくのほそ道』の観点から保存に関する方針を示したことがなかった。

本計画において、『おくのほそ道』の観点から指定地の本質的価値と構成要素を特定し、その具体的な方策を示すことにより、名勝おくのほそ道の風景地を未来へと維持・継承する手段を具体化することができる。

・活用

これまでの計画において、文化財保護とまちづくりの観点から指定地の活用に関する方針とそれを実現するための具体的な方策、事業についてはすでに明示され、推進されてきた。本計画において、『おくのほそ道』の観点から指定地の価値を再構成することにより、具体的なストーリーによる指定地の新たな価値観の創出が可能となり、文化財保護とまちづくりに更なる貢献をすることができる。

②計画の評価・見直し

本計画は、保存に関しては継続的な経過観察をもとにした措置、活用に関しては調査研究成果に基づいた各種方策の充実を主体としており、計画目的を長期的な視点で実現させるための長期計画として策定している。本計画の推進にあたっては、実現可能な実施計画を策定し、進捗状況を評価・点検しつつ、必要に応じて改善を図ることも考慮する。また、まちづくりの取り組みの進捗状況、社会的環境の変化、上位及び関連計画の見直し、研究の進展などにより、計画内容を変更する必要がある場合には、適宜見直しを行うこととする。

第2章 名勝指定の経緯

(1) 名勝指定以前の経緯

①壺碑（つぼの石ぶみ）

壺碑（つぼの石ぶみ）は、特別史跡多賀城跡附寺跡のうち多賀城碑が立地する丘陵一帯であり、大正11年10月12日に丘陵の北半が史跡指定されてから、文化財保護法により保護されてきた。昭和41年4月11日には北半が特別史跡に昇格指定され、昭和49年2月18日には丘陵の南半が特別史跡に追加指定されている。昭和50年度に最初の『多賀城跡附寺跡保存管理計画』を策定し、古代遺構の保存に関する具体的な方針が示された。昭和53年度～57年度にかけて、宮城県多賀城跡調査研究所により環境整備が実施された。昭和62年度には『多賀城跡附寺跡第2次保存管理計画』が策定され、多賀城碑周辺と南東側の丘陵上が「B. 山林緑地保全地区」、それ以外の範囲が「A1. 整備活用地区」に設定され、保存管理の方針が示された。多賀城碑については、平成9年に覆屋の解体修理に伴い宮城県多賀城跡調査研究所により発掘調査が行われ、平成10年6月30日には国指定重要文化財（古文書）に指定された。平成23年7月からは『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』を策定し、運用している。

大正11年 10月12日 丘陵が「史跡多賀城跡附寺跡」として史跡に指定

昭和41年 4月11日 丘陵が「特別史跡多賀城跡附寺跡」として特別史跡に指定

昭和44年度 外郭南辺中央部（多賀城碑付近）の発掘調査

昭和47年 12月7日 多賀城碑が市指定文化財（史跡）に指定

昭和49年 2月18日 丘陵の南半が特別史跡に指定

昭和50年度 多賀城跡附寺跡保存管理計画策定

昭和53年～昭和57年 宮城県多賀城跡調査研究所による環境整備

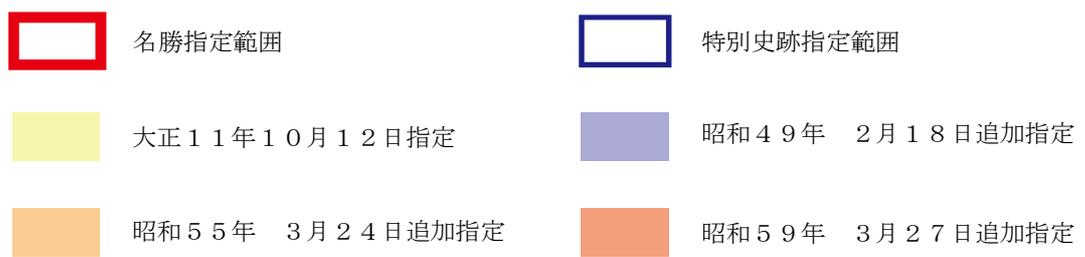
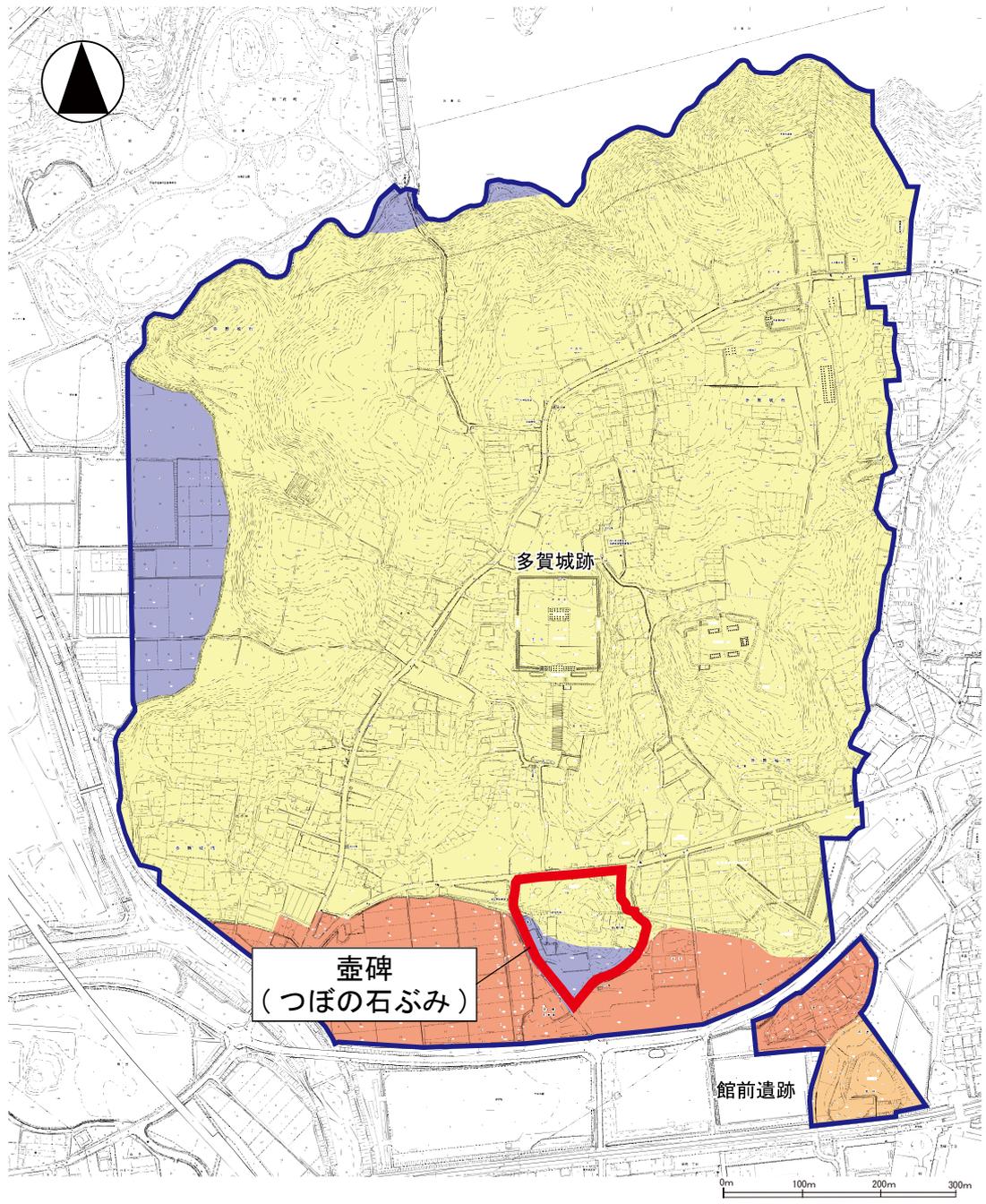
昭和60年度 南門跡の発掘調査

昭和62年度 多賀城跡附寺跡第2次保存管理計画策定

平成8年度 特別史跡多賀城跡建物復元等管理活用計画書策定

平成9年 5月～12月 宮城県多賀城跡調査研究所による多賀城碑の調査

- ・ 覆屋の解体修理に伴う調査
- ・ 多賀城碑周辺の植生調査



第1図 壺碑（つぼの石ぶみ）及び特別史跡多賀城跡附寺跡の指定区域図

平成10年 6月30日	多賀城碑が国指定重要文化財（古文書）に指定
平成13年度	南門西側築地塀跡の発掘調査
平成14年度	南門東側築地塀跡の発掘調査
平成20年度	丘陵南西側の発掘調査
平成23年 2月	多賀城碑南側に説明板設置
平成23年 7月	特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画策定
平成23年11月	多賀城市歴史的風致維持向上計画策定

②興井・末の松山

興井と末の松山は、江戸時代に八幡村の肝入が「興井守」として興井の管理を行うようになって以降、地元住民により維持管理が継続されてきた。昭和47年12月7日に市指定文化財（名勝）に指定されてからは、地域と行政が協働しながら維持管理に努めてきた。

昭和32年 4月	地元住民により末の松山周辺に歌碑建立
昭和47年 12月7日	市指定文化財（名勝）に指定
平成元年～平成4年頃	・興井の池底にコンクリート打設 ・水の確保のため、井戸水を供給
平成5年 2月～3月	池底に枘を設置
平成11年12月	興井・末の松山に説明板設置
平成15年4月	国際ロータリーにより末の松山周辺に歌碑建立
平成23年3月11日	東日本大震災により興井が被災
平成23年11月	多賀城市歴史的風致維持向上計画策定
平成25年度～	歌枕環境整備事業開始

(2) 名勝指定に至る経緯

①国の動き

- 平成25年1月 文化庁にて『おくのほそ道』関係の都県教育委員会による調整会議
平成26年3月18日 名勝おくのほそ道の風景地として13箇所の指定を官報により文部科学省告示。
平成26年10月6日 名勝おくのほそ道の風景地として5箇所の第1回追加指定を官報による文部科学省告示
平成26年12月 文化庁にて「名勝おくのほそ道の風景地」関係の都県及び市町教育委員会による調整会議
平成27年3月10日 名勝おくのほそ道の風景地として6箇所の第2回追加指定を官報による文部科学省告示

第1回の追加指定（5箇所）

- 平成26年 5月16日 文部科学大臣が文化審議会文化財分科会に対し第1回名勝追加指定（5箇所+1箇所）を諮問
平成26年 5月22～23日 同分科会第三専門調査会名勝委員会での調査審議
平成26年 6月20日 文化審議会文化財分科会から文部科学大臣に答申
平成26年10月 6日 官報による文部科学省告示（5箇所+1箇所）

②市の動き

- 平成25年 1月 文化庁による「おくのほそ道」の名勝指定に係る調査
平成25年 4月 文化庁による「おくのほそ道」の名勝指定に係る追加調査
平成25年 6月 名勝指定に係る関係市町打合せ
平成25年12月 文化審議会文化財分科会第3専門調査会名勝委員会による現地視察
平成26年1月28日 名勝おくのほそ道の風景地の追加指定に係る意見具申
平成26年6月20日 文化審議会文化財分科会から文部科学大臣に答申
平成26年 7月～ 指定記念パネル展 多賀城市役所1階ロビー
平成26年 9月～ 指定記念パネル展 多賀城市文化センター
平成26年10月6日 国指定名勝おくのほそ道の風景地に追加指定
平成26年12月8日 文化庁での調整会議で個別保存活用計画策定の意向が示される。

松尾芭蕉（1644～1694）は、「俳聖」と称された日本の代表的な俳諧師である。芭蕉は往昔の歌人であった能因・西行などの古歌にまつわる歌枕の名所および由緒・来歴の地を訪ねて陸奥・北陸路を旅し、自らの俳句のみならず、同道した弟子の曾良の俳句をも織り交ぜ、紀行文学の傑作である『おくのほそ道』を完成させた。芭蕉と曾良が訪ね、『おくのほそ道』または『曾良旅日記』に書きとめた場所、2人が俳句を残した名所および由緒・来歴の地の多くは、近世・近代を通じて広く観賞の対象として知られるようになり、往時を偲ぶよすがとなる優れた風景を今に伝える。それらは、全て『おくのほそ道』という1つの作品を通じて後世の人びとの風景観に影響を与え続け、今なお『おくのほそ道』の時代の雰囲気継承しつつ往時の遺風を伝える。それらは、変わらずに残されてきたものと移ろいゆくものとを同時にとらえようとした芭蕉の「不易流行」の精神を表す場所であり、相互に繋がりのあるものとして評価すべき一体の風致景観である。

これらの場所からなる一体の風致景観がもつ観賞上の価値は高いことから、平成26年3月18日に「おくのほそ道の風景地」として名勝に指定された。

元禄2年（1689）5月8日、五月雨の中仙台を出発した芭蕉と曾良は、松島へと向かう道すがら多賀城跡に残された「壺碑（つぼの石ぶみ）」を訪ねた後、「興井」、「末の松山」を経て、幾分晴れた空のもと塩がまの浦へと到着し、夕闇の中に幽かに浮かぶ「籬が島」を眺めた。

古代、陸奥国の国府・鎮守府が置かれた多賀城の南門跡は、南に広がる低地から北の城柵中心部である丘陵へと続く緩やかな小丘の傾斜面上にあたり、その傍らに当時「壺碑」と呼ばれた石碑は立っていた。多賀城の位置と創建・修造の経緯を刻み、草深い多賀城の遺跡に長らく埋もれていた石碑であったが、江戸時代の初めに発見され、それ以来、古歌の歌枕である「壺碑」に準えた名所として知られてきた。芭蕉は、時間の経過の中で多くの名所の風景が移ろいゆくのに対し、「壺碑」とされた石碑を目の前にして、これこそが動かぬ「古人の心」を伝える「千載の記念」だとして感涙した。石碑（多賀城碑）は劣化を憂えて第4代仙台藩主の伊達綱村（1659～1719）が後に建立した1間四方の瓦葺宝形造の覆い堂に収められ、緩やかな勾配の草地の上にアカマツの疎林が続く小丘の風致景観とともに今に伝わる。

「壺碑（つぼの石ぶみ）」から野田の玉川を経て、次に芭蕉と曾良が訪れた「興井」は八幡の村落の中にあった。『古今和歌集』の小野小町の和歌では沖の井と詠まれ、仙台藩が進めた名所の整備の過程で歌枕の地として知られるようになった。現在、湧水を引き込んだ直径約20mの不整円形をなす小池の水面の中央には、板状の節理をもつ頁岩の磐山が露出し、その節理の隙間から複数の松樹が叢生している。「興井」は八幡の住宅地に囲まれ、今もなお芭蕉が訪れた頃のよすかを伝える風景の地となっている。

「末の松山」は、末松山の山号を持つ宝国寺の境内および墓地に接する標高約8mの崖地の突端に、高さが約19mの2本の老松とともに伝わる。古来、末の松山は愛の誓いの象徴として、『古今和歌集』の和歌をはじめ数多の和歌に詠われた歌枕の地であった。『おくのほそ道』の芭蕉の文章には、変わらぬ男女の契りも結局は眼前に見るような墓の下に帰してしまうものだとの無常観が込められている。

第1回追加指定説明文（『月刊文化財』平成26年9月（通巻第612号）より）

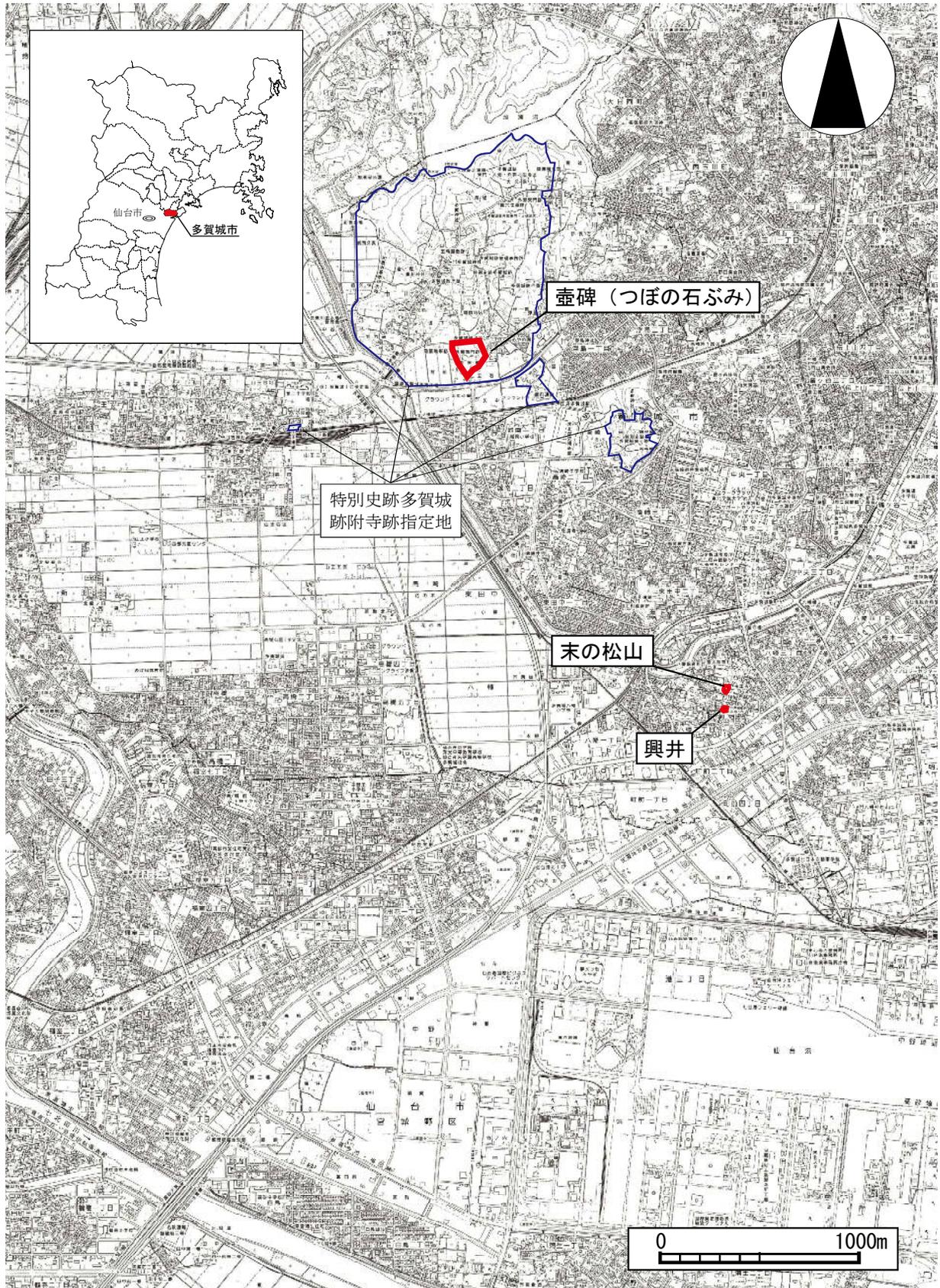
塩竈湾の北岸近くに浮かぶ「籬が島」は、周囲約150mの凝灰岩および砂岩の岩壁に囲まれた小さな島である。『おくのほそ道』には、塩がまの浦辺から、漁師たちが小舟を漕ぎつらねて捕った魚を分け合う声々とともに、夕月が照らし出すように幽かに望むことができたと記されている。現在の「籬が島」は塩竈漁港の防波堤に囲まれてはいるが、アカマツ・ヤブツバキを中心にナラ・コナラなどの樹叢に覆われて籬島明神を祀った小祠が建ち、静かな波間に浮かぶ島の風致は良好である。

松島から奥州街道・羽後街道を越え、山形へと入った芭蕉の一行は舟にて最上川を下った。『曾良旅日記』に乗船の場所と記された「本合海」は、新庄の城下を北上した最上川が八向楯の岩壁に行く手を阻まれ、新田川と合流して日本海に向かって西へと流れの方向を転換する地点にあたる。最上川舟運の川湊として、日本海側の庄内と内陸とを川路で結ぶ交通の要衝となった場所である。芭蕉は新庄の渋谷甚兵衛宅に2泊した後、本合海から舟に乗って古口まで下ったことが知られる。『おくのほそ道』には「左右山覆ひ、繁みの中に舟を下す。・・・白糸の滝は、青葉のひまひまに落ちて、仙人堂岸に臨んで立つ、水みなぎって舟あやふし。」と記し、「五月雨をあつめて早し最上川」の句を残した。現在の「本合海」の川湊から西方へと続く最上川の川面、中腹に矢向神社を祀った比高約90mにも及ぶ白い凝灰岩の断崖、ナラ・サクラ・カエデなどの落葉広葉樹の合間に老松が点綴する八向楯の樹叢など、河川とその沿岸の風景は優秀である。

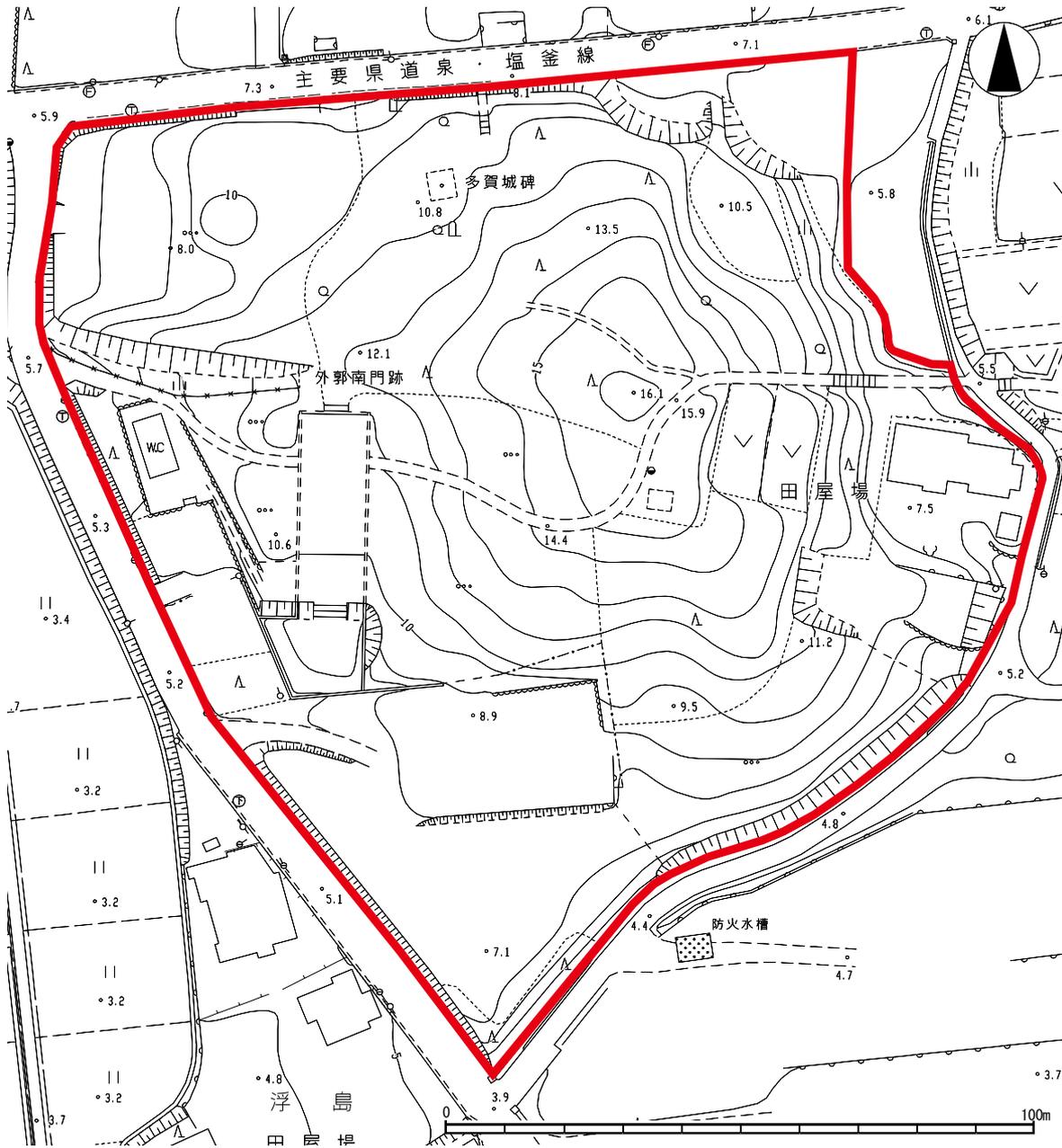
越後から越中へと向かう途上で芭蕉と曾良が越えた天険の難所「親しらず」は、飛騨山脈の隆起に伴い、東西方向の断層・節理に沿って生じた比高100m以上にも及ぶ断崖絶壁の海岸である。岩壁の上部はヤブツバキ・タブ・シイ・カシなどに覆われ、下部は岩場となってヤブソテツ・ツワブキ・スカシユリが叢生するなど、独特の地形・植生からなる海浜の風景は優秀である。

芭蕉と曾良が訪れた優秀な風景を伝える場所のうち、今回準備が整った上記の5つを追加指定するとともに、既指定の1つ（親しらず）に条件の整った箇所を追加指定し、その名称を変更して一体の保護を図るものである。

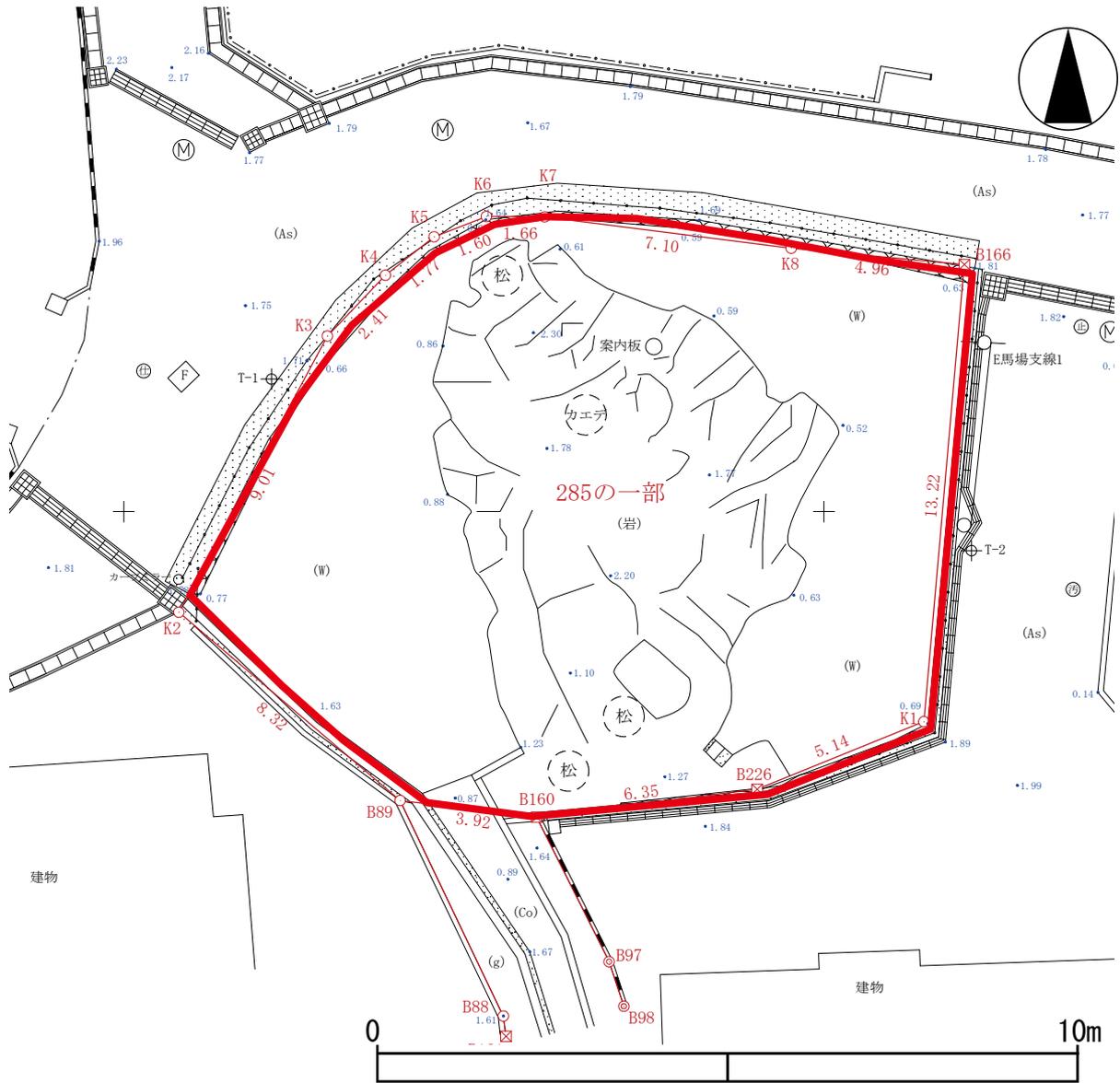
第1回追加指定説明文（『月刊文化財』平成26年9月（通巻第612号）より）



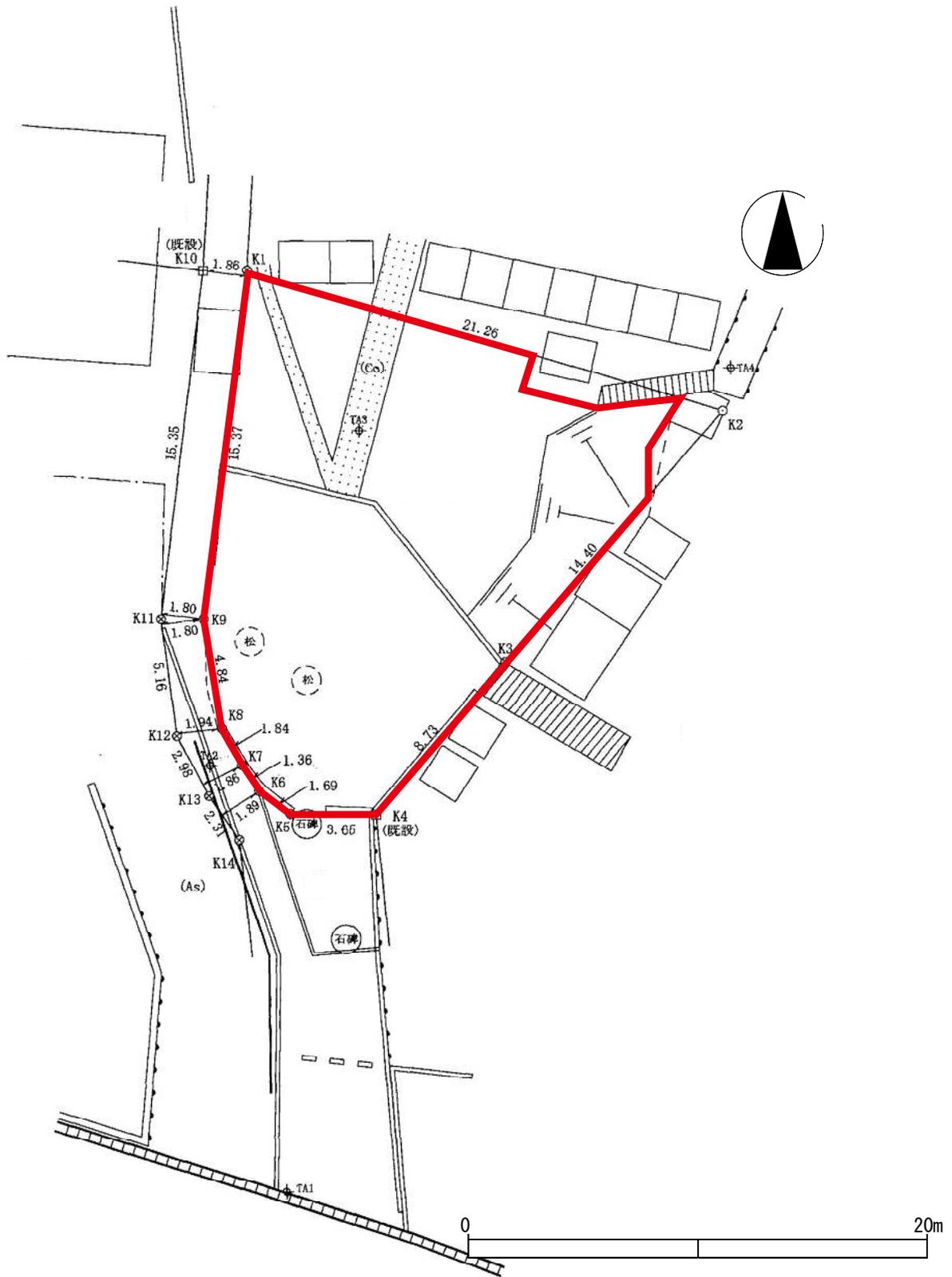
第2図 指定地の位置



第3図 壺碑（つぼの石ぐみ）の指定範囲



第4図 興井の指定範囲



第5図 末の松山の指定範囲

第3章 文学史的・歴史的背景

(1) 多賀城市の歴史

多賀城市域は縄文時代前期から人の生活が営まれた地域であるが、その歴史のなかで特筆すべきは、8世紀に中央政府が東北地方の政治的・軍事的拠点はこの地に置いたことである。古代の多賀城には、万葉集の編者といわれる大伴家持をはじめ、教養豊かな官人が多く赴任してきた。都から赴任した官人たちは、みちのくの情景を想像力豊かに和歌の中に描いていった。こうして遠い都でみちのくの多くの名所が歌の中から生まれた。これらが平安時代以降歌枕となって後世に名を留め、長い歳月を経て松尾芭蕉の『おくのほそ道』につながったのである。ここでは、まず多賀城市の歴史を概観しておく。

①縄文時代～古墳時代

多賀城市の歴史は、約6,000年前の縄文時代前期に遡る。多賀城跡内の丘陵には縄文時代前・中期の金堀貝塚や五万崎遺跡が、海に近い市東部には、縄文時代晩期の橋本囲貝塚などがあり、狩猟・採集・漁撈を基盤とした生活が営まれていたことが分かる。

弥生時代では、市東部の柘形囲貝塚から稲粃の痕跡が付いた土器が発見され、東北地方の弥生文化研究の出発点となったことは、特筆される。また、市西部の新田遺跡や山王遺跡から弥生時代中期の水田跡が発見されており、狩猟採集社会から農耕社会へと順調に発展していたことがうかがえる。

古墳時代になると、市西部の新田遺跡や山王遺跡などの丘陵や微高地上に竪穴住居を構えた集落が形成され、低地に水田を営んでいた様子が明らかになる。古墳時代の終わり頃になると、丸山囲古墳群、稲荷殿古墳の円墳や、大代横穴墓群、田屋場横穴墓群などの横穴墓も造営され、多賀城造営前の地方豪族の社会が明らかになっている。

②古代多賀城の時代

多賀城は、8世紀の初めに陸奥国の国府が置かれ、奈良時代には鎮守府も併置されたところで、古代東北における政治的・軍事的拠点としての役割を担っていた。その規模は約900m四方に及び、ほぼ中央に政庁が、城内の各所には実務官衙域や工房などがあった。また、多賀城の造営と同時に、附属寺院である多賀城廃寺が建立された。

現在多賀城南門内側に立っている多賀城碑は、藤原朝獯の多賀城修造を記念して建立された修造記念碑である。南門を出た城外には、南北大路が延びている。これは、城下に広がっていた方格地割の基準となる当時のメインストリートであった。

③中世

多賀城は、11世紀中頃にはその主要な機能を終えたと考えられている。一方で、平安時代末から南北朝時代にかけて、文献上には「多賀国府」の名が登場する。しかし、壺碑（つぼの石ぶみ）を含む特別史跡内で多賀国府に相当する遺構は発見されておらず、その所在地には七北田川

流域の仙台市東部、岩切から多賀城市西部にかけての地域を想定する説や、多賀城跡の五万崎地区に存続していたという説などがある。

文治5年（1189）、源頼朝は奥州合戦の際に多賀国府に立ち寄り、陸奥国内のことについては、秀衡・泰衡の先例に従って取扱うようにとの張り紙をさせている。翌年伊沢家景が陸奥国留守職に任じられると、伊沢氏は留守姓を名乗るようになる。留守氏は、その後代々留守職を世襲し、国務を執り行っていた。

建武新政が開始された元弘3年（1333）、北畠顕家は陸奥守に任命され、義良親王とともに多賀国府に赴任した。足利尊氏が京都に進出すると、顕家は奥州の兵を引き連れて京都を奪還する。一方、顕家不在の奥州では、足利勢が勢力を強め、14世紀末には陸奥国では足利氏の支配が確立し、多賀国府の名も歴史上姿を消す。

④近世

慶長5年（1600）の関が原の戦いののち、陸奥国における伊達氏の所領が定まり、それに伴って多賀城市域も伊達領となった。伊達政宗は仙台城と城下町の建設を始め、大崎八幡宮、松島瑞巖寺、国分寺薬師堂なども造営し、上方の新しい文化を仙台にもたらした。一方で、「地方知行制」により、家臣による野谷地開発が活発に行われ、藩内の新田開発が進められた。

「正保郷帳」によると、当時の市域は85.8%が水田という城下町仙台近郊の典型的な水田地帯であった。宮城郡78か村のうち、壺碑（つぼの石ぶみ）が所在していた市川村、興井と末の松山が所在していた八幡村のほか、南宮、新田、山王、高橋、浮島、留ヶ谷、下馬、高崎、田中、笠神、大代の13か村が、現在の多賀城市の範囲であった。

その中でも八幡村には、当地域最大の伊達家臣であった天童氏が居住していた。天童氏は、もとは出羽国天童城の城主であったが、最上氏との対立に敗れて奥州に移り伊達政宗に仕えた。天童氏は八幡村に在郷屋敷を持ち、まわりに家臣団を住まわせていた。その様子は、天和元年（1681）作成の屋敷絵図に見ることができる。現在の八幡地区のまちなみは、この絵図と大きく変わらないまま残っている。仙台藩4代藩主伊達綱村は、寛文9年（1669）、八幡村の肝入であった家を「奥井守」に任じ、興井の保護にあたらせた。その後、近年に至るまで、末の松山と合わせて地元住民による保護顕彰が継続されてきた。

(2) 文学史的背景—歌枕

『おくのほそ道』は、歌枕を巡り、その現状を自ら確認することを一つの目的とした芭蕉の旅の紀行文である。すなわち、旅のそもそもの背景には平安時代以来語り継がれてきた歌枕の存在があった。今回名勝指定された「壺碑（つぼの石ぶみ）」・「興井」・「末の松山」の3つの歌枕について、以下にその成り立ちやその後の経緯を取りまとめておく。

①壺碑（つぼの石ぶみ）

歌枕「壺碑（つぼの石ぶみ）」は、11世紀から12世紀にかけて出現した歌枕である。「つぼのいしぶみ」・「いしぶみ」などの表現で用いられた。顕昭の『袖中抄』（文治年間（1185～1

190) 成立) には、陸奥の奥の日本の東のはてにあり、坂上田村麻呂が弓の弭で石面に日本中央である旨を記したものと解説されている。西行や源頼朝など著名人を始めとして、多くの人々が、はるかなみちのくにあるとされた碑を歌に詠んだ。

「むつのくの おくゆかしくそ 思ほゆる つぼのいしぶみ そとの浜風」 (西行)

「みちのくの いはで忍ぶは えぞ知らぬ かき尽くしてよ 壺のいしぶみ」

(源頼朝)

多賀城碑は、新井白石の『同文通考』によれば、万治・寛文年間(1658~1673)に土中から発見され、発見当初から歌枕「壺碑」と関連付けられて有名になった。「壺碑」の発見は大きな話題となり、当時の文人や学者により注目され、随筆や案内記に収められることにより、さらに広く人々に知られることとなった。

②興井

歌枕「興井」は、元来普通名詞であった「沖の石」が固有名詞化し、喧伝されて歌枕として定着したとされている。「おきの石」や「おきのぬ」などの表現で用いられ、『古今和歌集』小野小町の歌や『千載和歌集』の二条院讃岐の歌で有名になった。

「おきのみて 身をやくよりも かなしきは 宮こしまべの わかれなりけり」

小野小町(『古今和歌集』)

「わが袖は しほひにみえぬ おきの石の 人こそしらね かわくまぞなき」

二条院讃岐(『千載和歌集』)

天和元年(1681)に在郷屋敷の調査の一環として作成された『宮城郡八幡邑天童氏屋敷ならびに家中・足軽屋敷絵図』には、百姓家に隣接して「沖石」と記載されていることから、この時期には現在地が「沖石」として定着していたことが分かる。

③末の松山

歌枕「末の松山」は、古代歌謡として唱和され、最古の勅撰和歌集である『古今和歌集』(延喜5年=905年成立)の「東歌」に選入されて伝えられた。

「君をおきて あだし心を わがもたば すゑの松山 浪もこえなむ」

あずまうた
(『古今和歌集』東歌)

この歌が都に伝播され、歌合の歌題になるほど有名となり、以後みちのくを代表する歌枕として、とりわけ愛の象徴の歌枕として数多くの歌に詠み込まれた。「末のまつ山」や「まつ山」、「すゑのまつ」などの表現で用いられた。

「ちぎりきな かたみにそでを しぼりつつ すゑの松山 なみこさじとは」

きよはらのもとすけ ごしゅういわかしゅう
清原元輔(『後拾遺和歌集』)

「うらなくも 思ひけるかな 契りしを 松より波は 越えじものぞと」

むらさきのうえ
紫上(『源氏物語』明石)

安永3年(1774)の「八幡村八幡社別当末松山般若寺」書上には、延宝年中(1673~1680年)頃まで同寺に古鐘があり、それには「奉謹鐘鑄 奥州末松山八幡宮 大檀那介平景

綱 大工藤原弘光 大工加当安吉 永仁七年二月朔日」の銘が刻まれていたと記されている。このことから、鎌倉時代には既に現在地付近が末の松山として定着していたことが分かる。

(3) 『おくのほそ道』と近世以降の歌枕保護顕彰活動

名勝指定の基盤である『おくのほそ道』における「壺碑(つぼの石ぶみ)・「興井」・「末の松山」あるいはその前後の芭蕉の行程を再確認するとともに、『おくのほそ道』の関連箇所と『曾良旅日記』等の関連記事を掲載する。併せて江戸時代以降の歌枕保護顕彰活動、とりわけ「壺碑(つぼの石ぶみ)・「興井」・「末の松山」の3つの歌枕の保護顕彰活動について取りまとめておく。

①『おくのほそ道』

元禄2年(1689)2月、松尾芭蕉は弟子の曾良を同行させ、能因や西行などの古歌にまつわる歌枕の名所を訪ね、『おくのほそ道』を完成させた。

4月21日、『おくのほそ道』の冒頭にもつづられていた、念願の白河の関を越えた芭蕉は、福島県下にある歌枕の地を訪ねながら北上した。5月4日、岩沼市にある武隈の松を訪れた芭蕉は、昔から二木の松と歌に詠まれていた頃の姿のまま地面の生え際から二手に分かれて伸びている松を見て、「目覚る心地ハすれ」とその感動を表現している。同日、名取川を渡り仙台へと入った芭蕉は、知り合った画工加右衛門の案内で宮城野・玉田・横野・つつじが岡・木の下・薬師堂・天神の御社などの歌枕の地を訪問した。

5月8日、朝のうち小雨の降る中、加右衛門が松島や塩竈の所々を描いた絵図を手に仙台を出た芭蕉は、おくの細道の山際に十符の菅が生えているのを見つつ、市川村に入り、壺碑にたどり着いた。芭蕉は、碑文の内容を書き取り、『おくのほそ道』にも詳細に記している。壺碑を訪れた芭蕉は、これまでめぐってきた歌枕の名所が時間の経過とともに姿を変えているものばかりであったのに対して、この碑だけは昔からの変わらぬ姿を留めているのを見て、涙もこぼれるばかりに感動している。

壺碑を出た芭蕉は、午後2時頃に塩竈に到着し、湯漬けなどを食べた。御釜神社に立ち寄った後、再び多賀城に戻った芭蕉は、末の松山、興井、野田の玉川、おもはくの橋、浮嶋などを訪れた。特に末の松山では、松の合間に墓が立っているのを見て、いつまでも変わるまいとの男女の契りも、結局はみなこのような墓の下に帰してしまうものかと悲しさを募らせた。

悲しみに暮れたまま、芭蕉は塩竈に戻り、塩竈の浦の夕暮れ時の鐘を聞き、夕月夜の海で近くに見える籬が島を見渡す。宿に入った芭蕉は、翌日9日の午前8時頃に塩竈神社を参拝した後に船に乗り込み、千賀ノ浦・籬が島・都島などを見ながら、正午頃に松島に着く。松島では、雄島や瑞巖寺等をめぐり、平泉へと旅を進める。

おくのほそ道 松尾 芭蕉

(素竜清書本・萩原恭男校注1979『おくのほそ道』岩波書店)

〈序章〉

月日は百代の過客にして、行かふ年も又旅人也。舟の上に生涯をうかべ馬の口とらえて老をむかふる物は、日々旅にして、旅を栖とす。古人も多く旅に死せるあり。予もいづれの年よりか、片雲の風にさそはれて、漂泊の思ひやまず。海浜にさすらへ、去年の秋江上の破屋に蜘蛛の古巢をはらひて、やゝ年も暮、春立る霞の空に、白川の関こえんと、そゞろ神の物につきて心をくるはぜ、道祖神のまねきにあひて取もの手につかず、もゝ引の破をつゞり、笠の緒付かえて、三里に灸すゆるより、松島の月先心にかゝりて、住る方は人に譲り、杉風が別荘に移るに、

草の戸も住替る代ぞひなの家

(中略)

〈宮城野〉

名取川を渡りて仙台に入。あやめふく日也。旅宿をもとめて、四、五日逗留す。爰に画工加右衛門と云ものあり。聊心ある者と聞て、知る人になる。この者、年比さだかならぬ名どころを考置侍ればとて、一日案内す。宮城野の萩茂りあひて、秋の気色思ひやらるゝ。玉田・よこ野、つゝじが岡はあせび咲ころ也。日影ももらぬ松の林に入て、爰を木の下と云とぞ。昔もかく露ふかければこそ、「みさぶらひみかさ」とはよみたれ。薬師堂・天神の御社など拝て、其日はくれぬ。猶、松島・塩がまの所々画に書て送る。且、紺の染緒つけたる草鞋二足餞す。さればこそ、風流のしれもの、爰に至りて其実を顕す。

あやめ草足に結ん草鞋の緒

〈壺の碑〉

かの畫図にまかせてたどり行ば、おくの細道の山際に十符の菅有。今も年々十符の菅菰を調て国守に献ずと云り。

壺碑 市川村多賀城に有。

つばの石ぶみは、高サ六尺余、横三尺斗敷、苔を穿て文字幽也。四維国界之数里をしるす。「此城、神龜元年、按察使鎮守符將軍大野朝臣東人之所里也。天平宝字六年、參議、東海東山節度使同將軍惠美朝臣猶修造而。十二月朔日」と有。聖武皇帝の御時に当れり。むかしよりよみ置る歌枕、おほく語伝ふといへども、山崩、川流て、道あらたまり、石は埋て土にかくれ、木は老て若木にかはれば、時移り代変じて、其跡たしかならぬ事のみを、爰に至りて疑なき千歳の記念、今眼前に古人の心を閲す。行脚の一徳、存命の悦び、羈旅の勞をわすれて、泪も落るばかり也。

〈末の松山〉

それより野田の玉川、沖の石を尋ぬ。末の松山は寺を造て、末松山といふ。松のあひあひ皆墓はらにて、はねをかはし枝をつらぬる契の末も、終はかくのごときと、悲しさも増りて、鹽がまの浦に入相のかねを聞。五月雨の空聊はれて、夕月夜幽に、籬が島もほど近し。蟹の小舟こぎつれて、肴わかつ声声に、「つなでかなしも」とよみけん心もしられて、いとゞ哀也。其夜目盲法師

の琵琶をならして、奥上ると云ものをかたる。平家にもあらず、舞にもあらず、ひなびたる調子うち上て、枕ちかうかしましけれど、さすがに辺土の遺風忘れざるものから、殊勝に覚る。

曾良旅日記 河合 曾良

(曾良自筆本・萩原恭男校注 1979 『おくのほそ道』岩波書店)

日記本文

(元禄二年五月)

一 七日 快晴。加衛門(北野加之)同道ニテ権現宮を拝。玉田・横野を見、つゞじが岡ノ天神へ詣、木の下へ行。薬師堂、古へ国分尼寺之跡也。帰り曇。夜ニ入、加衛門・甚兵へ入来。冊尺并横物一幅づゝ翁書給。ほし飯一袋、わらぢ二足、加衛門持参。翌朝、のり壺包持参。夜ニ降。

一 八日 朝之内小雨ス。巳の尅方晴る。仙台ヲ立、十符菅・壺碑ヲ見ル。未ノ尅、鹽竈に着、湯漬などを喰。末ノ松山・興井・野田玉川・おもはくの橋・浮嶋等ヲ見廻り帰。出初ニ鹽竈ノかまを見ル。宿、治兵へ、法蓮寺門前。加衛門状添。銭湯有ニ入。

名勝備忘録 (杉浦正一郎校注 1957 『おくのほそ道』岩波書店)

壺碑一 ^(ミチノク) 一 ノイハデシノブハエゾシラヌカキツクシテヨツボノイシブミ

仙台方鹽竈へノ道、市川村ト云ノ屋敷ノ中ヲ右へ三四丁田ノ中ヲ行バ、ヒクキ山ノ上リ口ニ有。仙台方三リ半程有。

市川村ノ上ニ多賀城跡有。

浮嶋 松、シホガマノ前タルモ、名ノミ也けりモ。

塩釜ノ浦ノ干瀉ノ曙ニ霞ニ残ル——ノ松。

仙台方塩竈へノ道、市川ト云村方右ノ方へ十町程有。多賀ノ社也。式ニ有リ。多賀城ノ東也。

今ハ田ノ中也。多賀ノ城ハ古ノ国守館也。末ノ松山打コシテ海見ユル也。

末ノ松山ト壹丁程間有。

興井 八幡村 ト云所ニ有。仙台方塩竈へ行右ノ方也。塩竈方三十町程有。所ニテハ興ノ石ト云。村ノ中屋敷ノ裏也。

末松山 塩がまの巳午ノ方、三十丁斗。八幡村ニ末松山宝国寺ト云寺ノ後也。市川村ノ東廿丁程也。仙台方塩がまへ行ば右ノ方也。多賀城ヨリ見ユル。

②近世以降の歌枕保護顕彰活動

江戸時代、幕府の文治政策とも相まって、各藩においても文教政策がとられるようになる。その一つとして、領内における名所旧跡整備が挙げられる。仙台藩による公的な名所整備は、17世紀中葉以降の4代藩主伊達綱村の代に積極的に行われた。みちのくの場合、各藩は学者を動員し領内の名所を調査させた。古典を精査し、「みちのく」ゆかりの記載のある文学上・歴史上の名所あるいは旧跡を克明に探索し、それを由緒がありそうなそれぞれの土地の伝承と結合させていったとされる。

一方民間では、『松嶋眺望集』や『日本行脚文集』の編著者である大淀三千風を中心とする俳諧師による名所整備が行われた。三千風は、『松嶋眺望集』に壺碑の全文を紹介するなど、歌枕の顕彰に功績を残した俳人であった。その弟子である加右衛門は、芭蕉に仙台の歌枕の地を案内した人物であり、仙台を離れ多賀城を訪れた際も、芭蕉は加右衛門が描いた絵図を見ながら辿りついた。芭蕉がみちのくの歌枕の地を探訪できた背景には、こうした公私にわたる歌枕保護顕彰活動があったと言える。

18世紀以降になると、歌枕の地が絵図に描かれるようになる。仙台藩六代藩主伊達宗村が詠んだ和歌の直筆と狩野典信の日本画による『仙台領分名所手鑑』（18世紀半ば）、東北地方の旅日記に坂口員正の名所風景の絵図が添えられた『陸奥紀行』（明和6年（1769）写）、大崎八幡宮の神官であった大場雄淵が仙台藩内の自然・風俗・行事などを文章や絵で記述した『奥州名所図会』（19世紀初め）、芭蕉の辻から松島に至る街道沿いの名所十五景を描いた案内書『奥州仙臺名所尽集』（19世紀初め）など、歌枕の地を彷彿とさせる絵図が数多く残されている。

・壺碑

芭蕉が訪れてから2年後、徳川光圀は『大日本史』編さんのため家臣の丸山可澄を多賀城に派遣し、碑が苔むした状態であることを知った。可澄の報告を受けた光圀は、碑を修復し覆屋を建て、後の世まで伝えるようにとの書簡を仙台藩4代藩主伊達綱村に送っている。これを受けて間もなく、藩により最初の覆屋が建てられた。現在の覆屋は明治8年の建造と見られ、平成9年に解体修理が施され、今日に至っている。

そのほか、奈良で墨製造業を営んでいた古梅園が中心となり、仙台と塩竈の商人も加わって享保14年（1729）に現在の市川橋付近に「つぼのいしぶみ道標」を設置したり、大正4年（1915）に地元の学校などが大正天皇即位記念の植樹を行って「御即位紀年風致林」碑を建てたり、昭和2年に地元の俳人たちが芭蕉を顕彰して「芭蕉翁礼讃碑」を建立したりするなどして、多賀城碑周辺の保護修景が行われてきた。

多賀城碑の発見により、その周辺が古代にまでさかのぼる遺跡であるという認識が生まれた。この認識は、地元の人々にも浸透し、歌枕の保護顕彰と並行して多賀城跡の保護顕彰活動も地元を中心に早くから行われていった。

多賀城碑が手厚く保護されてきた一方で、多賀城碑が立地する丘陵は、宅地にされたり土取りが行われて大きく削平されたりするなど、現状は『おくのほそ道』当時の状況を留めているとは言いがたい。

・奥井

安永3年（1774）に仙台藩に提出された「風土記御用書出」には、4代藩主伊達綱村が寛文9年（1669）、八幡村の肝入であった家を「奥井守」に任じ、今でも代々その役を勤めており、そのため諸役が免除されていると記されており、仙台藩によって手厚い保護の体制がとら

れていたことがわかる。

明治31年（1898）の「宮城郡多賀城村大字八幡沖ノ井取締方願」「旧跡取締御指令案」（『宮城県庁文書』）によれば、明治8年（1875）に地元の住民が藩政時代と同様に保護管理をしたいと県に申し出たが、個人ではなく八幡村の管理とするように指示が出された。しかし荒廃してしまったことから、明治31年に八幡村住民2名が再度私費による管理を願い出て、地元住民による保護が再開した。その後も八幡の人々による管理が続けられ、近年では宝国寺と不磷寺の檀家を中心とした地元住民によって組織された「天宝乃会」により、清掃活動が行われていた。

・末の松山

末の松山は、みちのくの歌枕の中でも代表的なものの一つであり、資料の初現が鎌倉時代まで遡れることから、最も早くから歌枕として認識されており、この地に定着していたことが分かる。近年では、前述した「天宝乃会」のほか、宝国寺の檀家による「縁有会」により、清掃活動などが行われていた。

現在末の松山には推定樹齢が480年にもなる2本のクロマツと、宝国寺によって植樹された後継樹が2本残るのみである。これまで末の松山の様子を記録した文献のうち、『奥羽観蹟聞老志』（享保4年（1717））には「丘上、青松数十株有り」、『宮城郡八幡村風土記御用書出』（安永三年（1774））には「末松山之松 五本 但先年八九本ニ御座候処、御用木ニ罷成当時五本ニ御座候事」とあり、時代が経るにつれて松の本数が減少しているのが分かる。



第6図 『おくのほそ道』の行程と主な歌枕の所在地